

[事案 2020-12] 損害賠償請求

・令和2年10月13日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

担当者の誤説明により、実態に反して法人税を支払う必要等が生じたため、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年2月に契約し、平成31年2月に死亡保険金の減額手続を行った無配当歳満期定期保険について、以下の理由により、法人税相当額および欠損金の繰越控除を利用するための控除残高の減少額相当の賠償をしてほしい。

(1) 保険会社の担当者から、死亡保険金の減額に伴う経理処理について誤った説明を受け、その説明を元に死亡保険金減額後の経理処理を行ったところ、想定外の利益が発生し、法人税を支払うこととなった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 担当者が経理処理について誤った説明を行ったことは事実だが、繰越欠損金の前年度控除残高の減少の要因は、担当者の誤説明だけでなく、他の要因も含まれる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。